

福岡県公報

令和七年三月二十一日
第五百八十一号
増刊
①

目次

告示 (第百九十七号)

○福岡県が発注する建設工事の発注見通し等閲覧規程の一部を改正する告示

(財産活用課)

訓令 (第二号)

○福岡県公印規程の一部を改正する訓令

(行政経営企画課)

議会

○福岡県議会事務局規程の一部を改正する公示の一部を改正する告示

(議会事務局総務課)

正誤

○福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示 (令和七年二月福岡県告示百一十一号) 中正誤

……………二

告示

福岡県告示第百九十七号

福岡県が発注する建設工事の発注見通し等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月二十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県が発注する建設工事の発注見通し等閲覧規程の一部を改正する告示

福岡県が発注する建設工事の発注見通し等閲覧規程(平成十三年三月福岡県告示第五百九十号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一項の表中
[http://www.pref.fukuoka.lg.jp/] 及び [https://www.pref.fukuoka.lg.jp/] に改め、同条第二項の表を次のように改める。

公 表 内 容	ア ド レ ス
一般競争入札を行った場合において、当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及び参加させなかった理由	https://www.pref.fukuoka.lg.jp/
指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及び指名した理由	
入札者の商号又は名称及び入札金額	
落札者の商号又は名称及び落札金額	
自治令第百六十七条の十第一項(自治令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。)の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由	
自治令第百六十七条の十第二項(自治令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。)の規定により最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称	
自治令第百六十七条の十の二第二項若しくは第二項の規定により落札者を決定する一般競争入札又は自治令第百六十七条の十三において準用する自治令第百六十七条の十の二第一項若しくは第二項の規定により落札者を決定する指名競争入札を行った場合におけるその理由 落札者決定基準及び落札者を決定した理由	
契約の内容(契約の相手方の商号又は名称及び住所、公共工事の名称、場所、種別、概要、工事着手の時期、工事完成の時期、契約金額並びに随意契約の場合の契約の相手方を選定した理由)	
契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の変更後の契約の内容及び変更の理由	

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

訓 令

福岡県訓令第2号

本 庁

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕 〒 812-0011 福岡市中央区高砂一丁目 6-1 9 株式会社西日本高速印刷 (電話 092-531-1766)

福岡県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県公印規程の一部を改正する訓令

福岡県公印規程（昭和四十年四月福岡県訓令第第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十三の項及び五十四の項を次のように改める。

五十三	削	除			
五十四	削	除			

別表第一の五十六の項を次のように改める。

五十六	削	除			
-----	---	---	--	--	--

別表第一の五十六の二の項を削る。

別表第二中

53

福岡県主 建築事	①
-------------	---

を

53

削

除

に、

54

福岡県主 建築事	②
-------------	---

を

54

削

除

に、

56

福岡県 (出先機関名) 建築主事印

を

56

削

除

に改め、

56の2

福岡県 (分場等名) 建築主事印

を削る。

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

議 会

福岡県議会告示第二号

福岡県議会議務局規程の一部を改正する公示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月二十一日

福岡県議会議長 香原 勝司

福岡県議会議務局規程の一部を改正する公示の一部を改正する告示

福岡県議会議務局規程の一部を改正する公示（昭和五十年四月福岡県議会議会公示第四号

の一部を次のように改正する。

附則第一項の表自動車運転士の項中「自動車運転士」を「道路河川技術員」に改める。

附則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

正 誤

7 ・ 2 ・ 21	発行年月日	
573 増刊①	番 公 号 報	
告 示	種 類	
111	番 同 号 上	
1	ペ ー ジ	
○	上	欄
	下	
ら 1 後 ろ か	行	
	備 考	
第。三。条。の。表。中。	二。百。二。十。号。の。一。部。を。次。の。よ。う。に。改。正。す。る。 正	
二。百。二。十。号。の。一。部。を。次。の。よ。う。に。改。正。す。る。	誤	